

ITS研究会ポスターセッションにおける若手奨励賞選奨規程

ITS研究専門委員会
平成28年5月11日策定
平成29年6月21日改定
令和2年3月10日改定

ITS研究会ポスターセッションにおける「若手奨励賞」の選定は、本規程によって行う。

- (1) 電子情報通信学会定款第4条ホ項及びヘ項に基づく電子工学および情報通信に関する学術または関連事業に関し、業績ある者の表彰または奨励を行う。
- (2) 本賞は、「若手奨励賞」と称する。
- (3) 本賞を選定するために、ITS研究専門委員会に若手奨励賞選奨委員会を設置する。
- (4) 本選奨委員会は委員長を1名、幹事1名、委員若干名で構成される。
- (5) 受賞者選定は、当該ポスターセッション参加者の投票結果を勘案して、本選奨委員会の審議を経て行われる。
- (6) 本賞の受賞候補者は、同セッションにおいて発表を行った講演者とする。
- (7) 受賞者数は同セッションの発表件数の5%を上限（但し、5%が1件に満たない場合は1件以内）とする。
- (8) 受賞候補者は同セッションの開催年の12月31日において33歳の誕生日を迎えていないものであること。
- (9) 本賞は、賞状もしくは賞金（金券を含む）、又はこの両方とする。賞金は受賞1件につき5000円とする。
- (10) 受賞候補者はITS研究専門委員会に報告し、承認を得る。
- (11) 本賞は、共催研究会の場合にも、上記の事項（選考作業や、賞金の確保について）を概ね共催相手と折半して、選出することができる。詳細について疑義が生じた場合には適時共催相手と議論の上、柔軟に決定する。

付則

本規程の改定は、ITS研究専門委員会の承認を得るものとする。
本規程は、ITS研究専門委員会のWebで公開する。